五所川原市教育委員会 スポーツ顕彰・文化顕彰の推薦について

スポーツ顕彰
▷スポーツ功労賞(個人・団体)
▷スポーツ指導者賞(個人)
▷スポーツ特別優秀賞(個人・団体)
▷スポーツ優秀賞(個人・団体)
▷スポーツ奨励賞(個人・団体)

文化顕彰
▷文化功労賞(個人・団体)
▷文化奨励賞(個人・団体)

推薦方法…所定の推薦用紙等に必要事項を記入し、大会等の要綱および表彰状の写しを添付して、文化スポーツ課、五所川原教育総務室(中央公民館)、市浦教育総務室(市浦総合支所)へ提出してください。
＊推薦用紙は、提出先に備え付けてあります。また、市ホームページ(教育・文化・スポーツのお知らせ)からダウンロードもできます。

推薦締切…平成29年1月6日㈮

顕彰対象者…次に該当する市民(市内に居住する者)、市出身者、市に所在する団体
＊市に所在する団体における個人顕彰については、市民のみ対象となります。

スポーツ顕彰対象
▷対象期間に開催された県大会で優勝または東北大会以上の大会で優秀な成績を収めた個人(大会登録されたマネージャーを含む)または団体
▷選手の養成指導に功績がありスポーツの振興に貢献した方

文化顕彰対象
▷対象期間に開催された県大会で最高賞または東北大会以上の大会で優秀な成績を収めた個人または団体
▷文化の振興に貢献した個人または団体

顕彰の対象となる大会等の開催期間
平成28年1月1日～12月31日

文化スポーツ課　スポーツ顕彰　内線3315
文化顕彰　内線3323

五所川原市は 子育て世帯・若年夫婦世帯の移住を応援します
～「ごしょぐらし」を始めよう～

市外在住の子育て世帯・若年夫婦世帯で一定の要件を満たし、五所川原市に移住された場合は、家賃や住宅取得に対する支援が受けられます。

補助金の申請は、交付申請書など必要書類を企画課までお持ちください。申請書様式等は、企画課または市ホームページから入手できます。

子育て世帯移住促進事業
移住してアパートや貸家を借りる際の支援

対象となる方の要件
▷中学生以下の子どもを扶養している世帯
▷平成27年3月1日以降に五所川原市に定住することを目的に転入し、自己の居住のために民間賃貸住宅に入居した方
＊五所川原市から転出後3年以内に再度転入した方を除く。
▷交付申請日において五所川原市に転入した日から1年以内であること　など

補助金の月額および交付対象期間
実質家賃負担額(家賃－住宅手当等)の2分の1の額(上限2万円)で最大24カ月間交付します。

申請受付期間(後期募集)…平成29年3月31日まで
＊後期募集は、平成29年度予算成立が前提となります。

企画課　内線2153

移住子育て世帯等マイホーム新築応援事業
移住して新築住宅を取得する際の支援

対象となる方の要件
▷中学生以下の子どもを扶養している世帯または夫婦いずれもが40歳以下の世帯
▷平成28年4月1日以降に五所川原市に定住することを目的に転入し、平成29年3月15日までに新たに新築住宅(居住用部分が70㎡以上)を取得し、その所在地に住所を定めた方　など
＊五所川原市から転出後1年以内に再度転入した方を除く。

補助金の額…新築住宅の取得に要する経費の100分の5に相当する額(上限100万円)
＊土地購入、外構工事、仮住居等の使用、家具・電化製品等の購入等にかかる経費を除く。

申請受付期間…平成29年3月15日まで

市内金融機関も本制度対象者に対して住宅ローンの金利引き下げ等で移住を応援しています。詳しい内容は各金融機関の市内支店にお問い合わせください。